

2024年1月2日

各位

株式会社 北陸銀行

**令和6年能登半島地震による「地震被害に関する特別相談窓口」の設置
および預金払い戻し等の対応について**

このたびの「令和6年能登半島地震」の影響により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

ほくほくフィナンシャルグループの北陸銀行（頭取 中澤 宏）は、今般の地震の影響による被害と、これに伴う資金繰り等に関するご相談、ご要望にお応えするため下記の通り相談窓口を設置いたします。また、預金通帳などの紛失に対しましてもご相談に応じるとともに、便宜のお取り扱いをさせていただきます。

記

1. 相談窓口の設置

窓口設置期間	2024年1月4日（木）から当面の間
設置店舗	全店（※1 出張所・ローンプラザ含む）
設置日時	通常の営業日時（※2）
対象となるお客さま	中小企業および個人事業主のお客さま ならびに 一般個人のお客さま（当行とのお取引の有無は問いません）

2. 預金等の便宜払いのご相談

窓口設置期間	2024年1月4日（木）から当面の間
対応店舗	全店（※1 出張所・ローンプラザ含む）
対象となるお客さま	災害救助法が適用された住所のお客さま
ご相談・便宜払いの内容	<ul style="list-style-type: none">・ 預金通帳、証書、印章等を紛失された場合のお支払い・ 定期預金等の期日前払出のご相談・ 損傷紙幣等のお引き換え・ 国債を紛失された場合のご相談・ 今回の災害により支払期日を経過した手形（電子記録債権含む）に関するご相談・ 災害に伴う応急資金等のご相談・ その他

※1 被災等により休業中の店舗を除きます。営業状況については当行ホームページにてご確認ください。

※2 店舗により営業時間が異なりますので、詳細は当行ホームページまたは最寄りの店舗までお問合せください。

以 上

＜本件に関するお問い合わせ先＞

北陸銀行 営業企画部プロセスサポートグループ TEL(076)423-7111

経営企画部広報CSRグループ TEL(076)423-7111

※なお、本件に関するお問い合わせは1月4日（木）より受付させていただきますので、
ご了承ください。